

令和3年4月25日

池谷自治会会 会員各位

池谷自治会
会長 樋口 輝正

令和3年度池谷自治会総会ご挨拶

日頃から自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

本年度の総会をご案内のとおり書面での議決とし、その結果について別紙議事録のとおり承認されましたこと、あらためまして皆様の自治会活動に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

また、令和2年度役員の皆様、一年間にわたってのご活動、大変お疲れ様でした。総会がおわり令和3年度役員になられた皆様には御多忙中のところ、よろしく願いいたします。

さて、池谷自治会はここ数年再開発が進み、新規加入所帯が増加しており、現在522所帯になっております。乳幼児、小学生、若者増加傾向にあり、所帯構成もおおきく変わりつつあり、活力のある自治会になってきました。一方、池谷自治会は本年設立55周年を迎え、高齢者所帯も増加傾向にあり【要支援者見守り・支援】【安全・安心の確保】のため、顔の見える自治会運営が必要になっており、大きな課題になっています。

新型コロナ禍はまだまだ終息は見えませんが、感染防止対策を工夫して、【新しい日常・新自治会づくり】を新目標に【会員相互の支えあい、安全・安心、明るい池谷自治会】を基本方針とし、会員の一体感づくり、防災対策、防犯対策、環境対策を進めていきますので皆様方のご協力を願い致します。

特に本年9月には、御霊神社のお祭りも予定されており、また池谷55周年の記念事業も実行できればと思っています。

最後になりましたが皆様方のご健勝とご発展を祈念して総会のご挨拶といたします。

祝

池谷自治会總會のご開催、心よりお喜び申し上げます。

関係各位のご尽力に心より敬意を表しますとともに、

皆様方の今後ますますのご発展とご健勝を祈念いたします。



令和三年四月二十五日

内閣官房副長官

衆議院議員

さかい 学

令和3年 池谷自治会 総会議事録

1. 日時：令和3年4月25日（日曜日） 12時～13時15分
2. 会場：池谷自治会館 1階
3. 出席者： 樋口会長、黒沢副会長、熊谷副会長、山本副会長、
鈴木総務統括、坂田総務、染谷総務
4. 会長挨拶 会長 樋口氏
池谷自治会はここ数年再開発が進み、活力ある自治会になってきました。新型コロナウイルス禍はまだ終息は見えませんが、感染防止対策を工夫して、会員の一体感づくり、防災防犯対策、環境対策を進めていきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。
5. 総会成立要件の報告
総務 鈴木氏より開会の言葉と総会成立要件の報告がなされた。
池谷自治会会員総数： 522世帯
総会成立定足数： 261世帯以上
総会出席者数： 326名（委任状278名、表決48名）（62.5%）
よって会則第15条5項に定められた総会成立要件を満たしていることを宣言。
6. 議長及び書記委託
会則、15条第2項にもとづき、議長に2班の毛塚氏が選出された。
また、書記は13班の染谷氏に委託し、それぞれ議事録署名人として選出した。
7. 議事の審議内容（別紙 総会資料参照）
総務部鈴木氏より議事に先立ち、挨拶と議事進行の説明があった。
会員に回覧配布された総会資料に基づき議事進行をする。

【報告事項】

第一号議案～第三議案を一括報告事項として賛否を確認した。

1) 第二号議案につき質問あり

Q：第10班 渡部氏

- (1) 決算書の次期繰越金と財産目録の現預金が一致していないのは何故ですか。本来は同一であるべき。

A：樋口会長

会長と会計監査で確認する。

- (2) 備品台帳で⑧複写機⑬コピー機更新⑳高速コピー機と3点あるが、古くなり廃棄したものは削除したらどうか。

A：樋口会長

ご指摘を踏まえ、総務で精査して適性に修正する。

以上、第一・第二・第三号議案は採決の結果、原案どおり賛成多数にて承認された。

【審議事項】

第四号議案～第九号議案を審議事項として審議

1) 第四号議案一部反対意見あり。

Q：第4班 榛葉氏

(1) 5. 地域美化活動、ごみ集積場の整備維持の件

①ゴミ集積場ごとに、責任者を配置することを会議の席で会長が約束してくれたにもかかわらず、実行案が明示されていない。ごみ集積場は班をまたがっているため、掃除当番表の作成や、掃除機具の整備が必要であり、責任者を毎年任命する必要がある。

②この件に関して、保健衛生部の責任範囲も成文化する必要がある（町会にとっては一番重要な内容である）

A：樋口会長

自治会としてハード面は整備をしてきた。運用面については、夏頃までに副会長、総務を中心に検討していく。

(2) 2. 防災対策

①消火器の格納箱の点検は、月1回、日付を決めて行うべきである。格納箱がさびていたり、また箱の表示もはがれている。いざの時に使用できない可能性がある

②自治会防災MAPは早急に整備して、徹底する必要がある

A：樋口会長

防犯防災部で、MAPを作成及び消火器格納箱の点検について検討する。

第四号議案～第九号議案は採決の結果、委任状を含めて賛成多数につき原案可決された。各号（案）を削除

8. 議長・書記解任

議長の毛塚氏、および書記の染谷氏を解任した。

9. 閉会の言葉

総務鈴木氏より、総会次第の全てが終了したことが告げられ閉会となった。

以上の議事録は、総会議事内容に相違ないことを認めます。

令和3年 4月 25日

議事録署名人

議長

毛塚 幹雄



書記

染谷 哲史



令和3年度池谷自治会総会の質問への回答

意見1

第4号議案：地域美化活動、ごみ集積場の整備維持の件

ごみ集積場に関して責任者の配置、保健衛生部の責任範囲の明文化等

回答：

- ①貴重なご意見ありがとうございます。執行部としても同じ問題意識です。
ごみ集積場のネット整備等ハード面はかなり良くなっていると考えています。
ごみ対応は基本的には各家庭の意識の問題が大きく、ルールを作るだけで上手くいかず、利用者への意識づくりがポイントです。
- ②ごみ集積場管理は、班をまたぐ管理ルール(ガイド)を作る必要があり、今まで先送りになっています。
- ③ごみ置き場現在27か所あり、それぞれの特性があり、各利用世帯数のアンバランス、アパートとの共用、他の自治会町内会との共用、分別、資源回収ルールの徹底等調整事項が多くあります。
- ④しかしながら先送り放置できない課題であり、執行部として関係者と協議して問題解決をはかります。(5月定例会で提案8月目標に管理方法(ガイド)を策定提案します。)

意見2

防災対策：消火器格納箱の点検は1回・月行うべき。一サビ、標示はがれ等

自治会防災マップを至急整備、徹底してほしい。

回答：

- ①ご意見ありがとうございます。
- ②池谷自治会防災規定は、平成25年に改訂されています。その中に防災MAPもあります。
ただ、防災組織については毎年総会で確認していますが、消火器を含む防災資機材は防犯防災部所管で年1回の点検整備を実施しています。
- ③ご指摘の消火器・消火器格納箱は、池谷自治会では現在12基配置しています。
消防法では、設置義務は防火対象物であり、各個人建屋、自治会には法的基準はありませんが、消防法としては20mが一つの目安です。
現在池谷自治会は、12か所に屋外消火箱を設置していますが、エリアにばらつきがあります。消火器は初期消火には非常に有効で有り自治会としては、まず各家庭に設置していただきたく毎年斡旋を行っています。
また、屋外消火器については法定使用期限が10年であり、この基準に関しては防犯防災部で点検し、更新をおこなっています。ただし、法定自主定期点検は6ヶ月に1回となっており、現在全箇所点検は実施されていません。また、消火器箱も劣化のひどく各班会員からの要望があったところから現場確認し、予算措置をして更新しています。
- ④ご指摘の件、各班長にも理解していただき、日常管理をお願いしたく定例会で議題にしたいと考えます。(執行部、防犯防災部所管)

意見3

決算書の次期繰り越し金額と財産目録の金額が一致していない？

回答：

- ①ご指摘のとおり、一致するのが当然です。(通帳、会計支出台帳がベース)
- ②池谷の総会用(回覧)資料の決算・予算資料は、執行部、会計担当で毎年準備の関係上3月15日に収支を仮締めして決算書を作製しています。その後、可能な限り最新に更新修正し、総会前に事前配布します。
- ③そのため、預金通帳ベース(財産目録)の金額確定が4月はじめとなり、決算・予算策定段階での繰越金には反映されておらず、4月中旬会計に引き継ぎ段階で次年度資料として修正しています。
*決算支出額は確定されますが、次年度予算書の予備費について差異が出ている。
- ④今後の対応として、4月中旬確定段階にて総会(書面決済時は事前了承を記載し事後回覧)で差し替え承認を得るものとします。次期からの運用を定例会に提案いたします。

意見4

備品台帳について、古く廃棄したものは削除したらどうか。

回答：

- ①ご指摘のとおりに見直し、廃棄等記載修正しました。(複写機の廃棄)
- ②現在の備品台帳は、修繕費的な件名も記載されており、資産台帳として不備があります。記載基準を見直します。

以上